

国立市暴力団排除条例（骨子）

1. 条例制定の背景

暴力団は、市民の生活や事業活動に介入し、これを背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に対して多大な脅威を与えています。

国立市においても、暴力団排除の取組の姿勢を明確にし、安全で平穏なまちを目指すため、国立市暴力団排除条例の制定を進めています。

2. 条例の目的

この条例は、暴力団排除活動に関して基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定めることにより、市民及び事業者の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的としています。

3. 条例の基本理念

暴力団排除活動は、暴力団が市民の生活や事業活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識したうえで、暴力団を恐れずに、暴力団と交際しないこと、暴力団に資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを基本として、市、市民、事業者、警察等の連携、協力により推進されるものとしします。

4. 条例の概要

（1）市の責務

市は、基本理念に基づき、市民及び事業者の協力を得ながら、警察等との連携を図り、暴力団排除活動に関する施策を推進します。

（2）市民及び事業者の責務

市民及び事業者は、以下のことを行うよう努めるものとしします。

- ・暴力団排除活動に役立つ情報を得たときは、警察等に情報を提供する。
- ・市が実施する暴力団排除活動に関する施策に参加、協力する。
- ・暴力団排除活動に自主的、相互連携して取り組む。

（3）不当要求行為に対する措置

市は、暴力団関係者から職員に対して不当な要求があった場合には、これを拒否し、適正で円滑な職務の執行を確保するために必要な措置をとるものとしします。

(4) 市の事務や事業における措置

市は、公共工事その他の市の事務又は事業が、暴力団の活動を助長し、暴力団の運営を助けるものにならないよう、市の契約に関して暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置をとるものとします。

(5) 補助金の交付等における措置

市は、補助金、利子補給金等の交付や貸付金の貸付けが、暴力団の活動を助長し、暴力団の運営を助けるものにならないよう、不交付等の決定や取り消しができるものとします。

(6) 公の施設における措置

市が設置する公の施設の使用が、暴力団の活動を助長し、暴力団の運営を助けるものと判断されるときは、使用の不承認や取り消しができるものとします。

(7) 広報及び啓発

市は、市民や事業者が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより、暴力団排除活動の気運が高まるよう、警察等と連携して広報活動や啓発活動を行うものとします。

(8) 市民及び事業者への支援

市は、市民及び事業者が暴力団排除活動に自主的、相互連携して取り組むことができるよう、警察等と連携して情報の提供、助言などの必要な支援を行うものとします。

(9) 青少年の教育等に対する措置

青少年の教育又は育成に携わる者は、青少年が暴力団に加入せず、また暴力団員による犯罪の被害を受けることのないよう、青少年に対し指導や助言を行うよう努めるものとします。

市は、青少年の教育又は育成に携わる者が、上記の支援活動を円滑に行うことができるよう警察等と連携して、情報の提供や助言などの支援を行うものとします。

(10) 意見の聴取など

市は、契約の相手方、給付金の交付等を受ける者、公の施設の利用者が暴力団関係者に該当するかについて警察の意見を聴くことができるものとします。

また、警察から情報の提供を受けることができるものとします。